

大阪府後期高齢者医療広域連合職員個人情報保護条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成30年7月30日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第2号

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を第11号とする。

第2条中第3号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の前に次の1号を加える。

(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生

年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第2条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第5項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、第1号及び第2号を削る。

第33条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第41条の2中「行政不服審査法」の次に「（平成26年法律第68号）」を加える。

第42条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

第59条中「（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。